

## 栗東市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月20日

栗東市監査委員 井之口 秀行  
栗東市監査委員 山本 章

### 財政援助団体等監査結果

#### 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

#### 第2 監査の対象および監査期日

##### 1 財政援助団体

コミュニティセンター葉山 平成26年5月20日

コミュニティセンター葉山東 平成26年5月27日

（以下書類審査）

コミュニティセンター金勝、コミュニティセンター治田、

コミュニティセンター治田東、コミュニティセンター治田西、

コミュニティセンター大宝、コミュニティセンター大宝東、

コミュニティセンター大宝西

平成26年5月9日から平成26年6月10日まで

栗東市商工会

平成26年8月 6日

##### 2 出資団体監査

栗東農産物加工有限公司

平成26年8月25日

#### 第3 監査の概要

##### 1 監査対象範囲

平成25年度における市から補助等をしている資金に係る出納その他の事務の執行について

##### 2 監査の方法

市が財政援助（補助金等交付）を行っている関係団体の中から選定し、その団体に財

政援助等をしている主管課に対して監査関係資料等の提出を求め、事前調査を行い、当該団体関係者から説明により、栗東市監査基準に基づき実施した。

#### 第4 監査の結果

監査の範囲内において、補助金等に関する事務の執行は概ね適正に処理されていた。

##### 1 財政援助団体

(コミュニティセンターに対する意見)

○事務処理について、自治振興課の指導の下、今後も適正処理に精励されたい。

(主管課に対する意見)

○物品の購入については、平成24年3月1日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」で通知されているとおりである。各センターにおける市内業者への発注について、指導されたい。

(栗東市商工会)

○会員企業の巡回経営支援は1100件を超え、また4件の創業巡回を行うなど、商工業の振興の推進に向けて努力していることが伺える。また、商工業の活性化を目指した事業にも積極的に取り組まれている。

今後とも、商工業者の事業の発展及び中小企業振興のため、地域経済の活力創出に寄与されることを期待する。

(主管課に対する意見)

○出資団体として、目的に沿った健全運営ができるよう、一層の支援に努められたい。

##### 2 出資団体監査

(栗東市農産物加工有限会社)

○厳しい商圏環境の中、企業努力により、業績回復の兆しが見られる。今後とも、業績向上と健全経営に努められたい。

(主管課に対する意見)

○出資団体として、目的に沿った健全運営ができるよう、一層の支援に努められたい。

## 公の施設の指定管理監査の結果

#### 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査の対象

### 1 栗東市社会体育施設（9施設）

指定管理者 公益財団法人 栗東市体育協会  
所管部署 教育部 スポーツ・文化振興課

### 2 栗東シルバーワークプラザ

指定管理者 公益社団法人 栗東市シルバー人材センター  
所管部署 環境経済部 経済振興労政課

## 第3 監査の期間

平成26年9月2日から平成26年12月10日まで

## 第4 監査の方法

公の施設の平成25年度の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係書帳簿および証拠書類との照合等により行った事前監査結果も踏まえ、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求めるなどにより実施した。

## 第5 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

### 1 指定管理者関係

(1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。

(2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。

イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。

エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。

オ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）

カ 経費節減は図られているか。

キ 住民の平等利用は確保されているか。

(3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。

イ 利用料金の収納は適正に行われているか。

- ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
  - (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
  - (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
  - (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

## 2 所管部署関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
  - ア 指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
  - イ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手続きは適正に行われているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
  - ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
  - イ 指定にあたって、学識経験者等の意見等を聴いているか。
  - ウ その他指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
  - ア 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
  - イ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
  - ウ 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
  - エ 個人情報保護に関して必要な措置を講じているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

## 第6 指定管理の概要

### 1 栗東市社会体育施設

- (1) 指定管理者名称  
公益財団法人 栗東市体育協会

(2) 指定の意義

社会体育施設の管理に関し、民間事業者の能力を活用しつつ、本施設の利用者の利便を向上させ、スポーツ及びレクリエーションの振興と文化教養の向上及び体力の向上を図り、あわせて心身の健全な発達を促進し、地域福祉の一層の増進を図る。

(3) 業務の範囲

主たる業務

- ア 施設の受付、案内に関する業務
- イ 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
- ウ 施設の利用料の徴収に関する業務
- エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務
- オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

その他の業務

- ア 施設及び設備の保守点検及び管理に関する業務
- イ 施設の清掃に関する業務
- ウ 敷地内の清掃等に関する業務
- エ 備品類の管理・調達に関する業務
- オ 保安警備に関する業務
- カ その他の維持管理に係る業務

(4) 指定管理期間

平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日

(5) 指定管理費

平成25年度 49,752,000円

(6) 決算額

平成25年度 49,752,000円

(7) 管理施設の概要

ア 栗東市民体育館・栗東運動公園

(ア) 所在地 栗東市川辺390番地1

(イ) 設置時期 市民体育館 昭和53年9月

運動公園 昭和51年3月（開設）

(ウ) 施設概要

○栗東市民体育館（栗東運動公園内）

① 施設面積 36,000㎡

② 建物概要

構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

延床面積 3,601.9㎡

施設内容 体育館〔第1アリーナ（バスケットボール2面分、2階観覧席500席）、第2アリーナ（バレーボール1面分）、

トレーニングルーム、会議室、更衣室、管理室、その他]

駐車場（107台）

③ その他の付属施設

自転車置場 97.8㎡、 倉庫 129.6㎡

○栗東運動公園

① 敷地面積 28,136.97㎡

② 施設内容 グラウンド（野球場1面分）、テニスコート（ハードコート2面）、その他

イ 十里体育館

(ア) 所在地 栗東市十里405番地1

(イ) 設置時期 昭和60年4月

(ウ) 施設概要

① 敷地面積 1,670㎡（管理敷地面積）

② 建物概要

構造 鉄骨造

延床面積 611.6㎡

施設内容 体育館（バスケットボール1面分、更衣室、管理室、その他）

駐車場 駐車スペース500㎡（共用）

ウ 治田西スポーツセンター

(ア) 所在地 栗東市小柿一丁目1番11号

(イ) 設置時期 昭和62年4月

(ウ) 施設概要

① 敷地面積 1,280㎡

② 建物概要

構造 鉄骨造

延床面積 639.8㎡

施設内容 体育館（バスケットボール1面分、更衣室、管理室、その他）

駐車場 7台（別途駐車スペース450㎡）

その他附属施設 自転車置き場 15.3㎡

エ 平谷球場

(ア) 所在地 栗東市観音寺459番地2

(イ) 設置時期 昭和55年5月

(ウ) 施設概要

① 敷地面積 36,905㎡

② 施設概要 球場 コート2面

駐車場 60台

オ 大宝テニスコート

- (ア) 所在地 栗東市糺七丁目990番1  
(イ) 設置時期 平成3年7月  
(ウ) 施設概要  
① 敷地面積 2,142㎡ (駐車スペース含む)  
② 施設概要 テニスコート (クレーコート2面)  
駐車スペース 80㎡

カ 栗東市弓道場

- (ア) 所在地 栗東市荒張896番地  
(イ) 設置時期 平成10年12月  
(ウ) 施設概要

- ① 敷地面積 525㎡  
② 施設概要 射場 46.8㎡

キ 野洲川体育館・野洲川運動公園

- (ア) 所在地 栗東市出庭2083番地・野洲川河川敷  
(イ) 設置時期 体育館 昭和61年4月  
運動公園 昭和55年3月 (開設)

(エ) 施設概要

○野洲川体育館

- ① 敷地面積 2,354㎡  
② 建物概要  
構造 鉄骨造  
延床面積 体育館延面積 975.5㎡  
施設内容 体育館 (バスケットボール1面分、会議室、更衣室、管理室、  
その他)  
駐車場 25台

③ その他附属施設

自転車置き場 14.3㎡

○野洲川運動公園

- ① 敷地面積 104,500㎡  
② 施設内容 運動公園 [ソフトボール場3面、陸上競技場 (公認400mトラック)、テニスコート (砂入り人工芝4面)、ローンプレイフィールド、グラウンドゴルフ場、その他)  
駐車場 120台

③ その他附属施設

陸上競技場倉庫 79.5㎡

2 栗東シルバーワークプラザ

- (1) 指定管理者名称

公益社団法人 栗東市シルバー人材センター

(2) 指定の意義

シルバーワークプラザの管理に関し、民間事業者の能力を活用しつつ、本施設の利用者の利便を向上させ、地域福祉の一層の増進を図る。

(3) 業務の範囲

- ア 施設の使用の許可に関する業務
- イ 施設の維持管理に関する業務
- ウ 高齢者の就業機会の提供に関する業務
- エ 高齢者の就業に関する相談および情報の収集に関する業務
- オ 高齢者に対する軽易な仕事に関する知識及び技能の付与を目的とした講習等の実施に関する業務
- カ 臨時的・短期的な就職を希望する高齢者に対する無料職業紹介に関する業務
- キ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

(4) 指定管理期間

平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日

(5) 指定管理費

平成25年度 1,500,000円

(6) 決算額

平成25年度 1,500,000円

(7) 施設の概要

ア 名称 栗東シルバーワークプラザ

イ 所在地 栗東市小野452番地1

ウ 設置時期 平成5年4月

エ 施設概要

① 敷地面積 1,610㎡

② 建物概要

構造 鉄骨造2階建(事務所棟) 鉄骨平屋建(作業棟)

延床面積 404.00㎡(事務所棟) 114.00㎡(作業棟)

施設内容 事務所棟1階 事務室・休憩室・展示コーナー・書庫等

事務所棟2階 研修室・和室・書庫等

作業等 木工室・軽作業室・倉庫・自転車置場・

多目的ハウス・その他

## 第7 監査の結果

平成25年度における指定管理に係わる財務その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の施設の管理状況等については、概ね適正に行われていると認められた。

しかし、次のとおり一部に改善及び検討を要する事項が見受けられたので、これらに

留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

## 1 栗東市社会体育施設

### (1) 指定管理者

- ア 金銭支払調書について、決裁者の押印漏れが一部あった。
- イ 出勤簿については、全職員がタイムカードを利用している。打刻忘れや業務の都合上打刻できない場合は、手書きで記入されているが、所属長の確認印を押印されたい。
- ウ 基本協定書第41条に基づき、外部評価を年一回実施されているが、その評価者、評価項目、評価方法等については、同条第2項に基づき、事前に所管部署と協議し、決定されたい。
- エ 施設利用率の向上を図る努力をされている。賛助会員の拡大を図るとともに、それにつながる啓発を図られたい。
- オ 自主事業の指導者を登録団体に依頼し、経費の節減に努められている。
- カ 野洲川運動公園ローンプレイフィールドの多目的かつ早期実現に向けて、努力されたい。
- キ 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定され、市民のスポーツへの関心が高まることが予想される。今後も施設の活用方法やサービスの内容の改善についても積極的に提案され、施設の機能を最大限に活かし、子どもから高齢者まで誰もがスポーツを気軽に楽しめるよう更なる努力を期待する。

### (2) 所管部署

- ア 出納関係書類について、一部適正でない処理が見受けられた（(1)指定管理者のアにおいて前述）。指定管理者に改善に向けた指導を行うとともに、必要に応じて業務の実施状況、収支状況等の確認を行うよう努められたい。
- イ 年に一度の外部評価が実施されている。しかし、基本協定書第41条に基づき、評価者、評価項目、評価方法等についての協議が必要と思われる。指定管理者と協議されたい。
- ウ 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定され、市民のスポーツへの関心が高まることが予想される。市民に安心安全な体育施設を提供することは不可欠であり、中長期財政計画に基づき、年次的に社会体育施設の整備に努められたい。

## 2 栗東シルバーワークプラザ

### (1) 指定管理者

- ア 基本協定書に基づき、事業計画書と事業報告書を提出している。しかし、収支予算書と収支決算書の内容が異なっている。予算書と異なる科目の支出をする際は、所管部署と協議の上、補正予算書を提出し、適正な支出に努められたい。
- イ シルバーワークプラザの研修室については、シルバー人材センター及び会員の

みが利用している。栗東シルバーワークプラザの管理及び運営に関する規則で定める団体の利用について所管部署と協議されたい。

ウ 今後、一層高齢化が進展し、就業意欲のある高年齢者が増加することが予想されるなか、指定管理者は、公益法人制度改革に伴い、公益性の高い公益社団法人となり、これまで以上に多くの高年齢者や地域の利益の増進に寄与する必要がある。就業意欲のある高年齢者に、より多くの就業機会を確保・提供できるよう新規就労場所の開拓を図る努力を期待する。

(2) 所管部署

ア 指定管理者から提出されている予算書と決算書に記載されている内容が異なっている（(1)指定管理者のアにおいて前述）。事業実績報告に関係のない経費が管理業務経費明細に計上されている。適正な支出をするよう指導されたい。

イ シルバーワークプラザの研修室の利用について、シルバー人材センター及び会員のみが利用している（(1)指定管理者のイにおいて前述）。規則で定める団体の利用について、指定管理者と協議されたい。

以 上